

# 大分県報

令和四年

号外（八九）

十二月二十八日

（水曜日）

## 目次

### 規則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正……………一  
大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正……………一

### 〇規則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十五号

#### 大分県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年大分県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の一の項の償還期間等の欄中「第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）」の下に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下「みどりの食料システム法」という。）第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を加え、同表の二の項から四の項までの償還期間等の欄中「第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間三年以内を含む。）」の下に「みどりの食料システム法第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては九年以内（据置期間一年以内を含む。）」を加え、同表の五の項の償還期間等の欄中「第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内（据置期間三年以内を含む。）」の下に「みどりの食料システム法第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては五年以内（据置期間

令和四年十二月二十八日

大分県報号外（規則）

一

二年以内を含む。）」を加え、同表の六の項及び七の項の償還期間等の欄中「第十一条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内（据置期間五年以内を含む。）」の下に「みどりの食料システム法第二十五条第二項に規定する資金を借り入れる場合にあつては十二年以内（据置期間三年以内を含む。）」を加える。

第六条第一項中「含む」を「含む、みどりの食料システム法第二条第四項の環境負荷低減事業活動にあつては、みどりの食料システム法第二十三条第一項の認定計画を含む」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十六号

#### 大分県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十六年大分県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とおり」を「もの（県内に住所地又は主たる事務所の所在地を有するものに限る。）」に改める。

第三条第一項中「又は主たる事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地又は事業地（法第二条第一項に規定する林業・木材産業改善措置（以下「林業・木材産業改善措置」という。）を実施する土地の区域をいう。）」に、「又は第二項の規定により貸付金の貸付けに係る事務の委託又は」を「の規定により貸付金の貸付けに係る事務の委託を受けた者若しくは同条第二項の規定により」に改め、同条第四項中「法第二条第一項に規定する」を削る。

第四条第三項に次の一号を加える。

十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた者がこれらの認定に係る林業・木材産業改善措置（同法第十九条第五項第四号に規定するものに限る。）を実施するのに必要な同法第二十四条第二項に規定する資金を借り入れる場合 十二年（三年以内の据置期間を含む。）以内

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年十二月二十八日

大分県報号外（規則）